

【国民年金の保険料】

保健医療課国保年金係 ☎0824-73-1158

三次社会保険事務所 ☎0824-62-3107



国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人
が加入する制度です。保険料を納め続けることで、老齢基
礎年金や万が一の場合の障害基礎年金、遺族基礎年金が受
けられます。

申請をすることで 保険料納付を免除

病気や失業など経済的な理
由等で保険料を納めることが
困難な場合には、申請により
保険料の納付を免除する制度
があります。

保険料免除制度には、法定
免除と申請免除の二種類があ
り、それぞれ対象が異なりま
す。

●法定免除

障害基礎年金を受けている
人や生活保護法に基づく生活
扶助を受けている人が該当し
ます。

●申請免除

前年の所得が少ないなど、
経済的な理由で保険料を納め
ることが困難な人が該当しま

す。さらに申請免除には、保険
料の全額を免除する「全額免
除」と、保険料の半額を免除す
る「半額免除」があります。申
請免除はどなたにでも認めら
れるわけではなく、所得(収入)
が次の基準額を下回る場合に
承認されます。(基準額は家族
構成などによって異なります)

【全額免除】Ⅱ(扶養親族等の
数+1)×35万+22万円
【半額免除】Ⅱ18万円+扶養親
族等控除額+社会保険料控除
額等

平成17年7月からの申請免
除について、初回申請時に、次
周期以降も免除要件に該当す
れば免除を申請する旨をあら
かじめ申し出ておくことによ
り、毎年度の申請書の提出が
不要となりました。対象は前
年所得に基づく免除等申請(全

額免除及び若年者納付猶予に
限る。)が承認された人が対象
です。

20歳代の方には 納付猶予制度も

保険料免除制度のほか、他
の年代層に比べて所得が少な
い若年層(20歳代)の方には、
申請により保険料の納付が猶
予される制度(若年者納付猶
予制度)があります。

若年者納付猶予の所得基準は
全額免除と同様の基準額です
が、本人と配偶者の所得のみ
で審査されます。

保険料の納め忘れは ありませんか

国民年金保険料は社会保険
庁からお送りする納付書によ
り、国へ直接納めていただく
ことになっています。年金は
皆さんの保険料で支えられて
いますので、納め忘れのない
ようお願いいたします。なお社会
保険事務所では、国民年金保
険料を納め忘れた人に、保険

料の未納額が多くならないよ
う、催生戸状や「国民年金推進員」
の戸別訪問などでお知らせを
しています。

保険料は口座振替で

平成17年4月から、口座振
替による保険料納付を促進す
るため、「口座振替早取引制
度」が導入されました。これは、
保険料の割引がある1年分・
半年分の保険料を前納する納
付方法に加え、月々に口座振
替で納付する場合であっても、
早期に納付することにより割
引される制度です。

★早取引(当月末振替) 40円割引

★現金払いで1年前納 40円割引

★口座振替による1年前納
2,890円の割引
3,420円の割引

口座振替を活用して保険料
を前納された場合、二重の割
引が受けられお得です。詳細
については三次社会保険事務
所の国民年金課へお問い合わせ
下さい。